

平成23年度事業計画書

財団法人 航空交通管制協会

平成23年度事業計画

1. 総論

我が国の民間航空を取り巻く環境は、世界的な経済不況とともに我が国の経済社会が低迷を続けている影響を受けて航空需要も回復しておらず、依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中で、国土交通省成長戦略会議において徹底的なオープンスカイの推進、首都圏の都市間競争力アップにつながる羽田・成田強化、空港経営の抜本的効率化等が取りまとめられ、政府の「新成長戦略」にも位置付けられることとなり、今後の航空行政のあり方について新しい方向性が示されました。

また、航空運送事業者の大型機材を中・小型機材に更新する計画も順次実行され利用者利便性の向上が図られることにより、我が国発着の潜在的な航空需要が急速に回復することは必至であります。

これに対応して、航空管制官は次世代システムであるCARATSの具体化に伴い益々高度化する管制業務用システムを運用して複雑化する管制業務方式を実施していかねばなりません。

管制業務の実施にあたっては航空の安全確保が至上命題であり、益々輻輳する航空交通流の中にある航空機をいかに安全に、かつ、効率的に運航させるためには、航空管制官個人の技量に加えて、組織力の向上が不可欠であります。

このためには、管制業務の実施状況を検証して安全性を再確認することが重要であり、次世代業務に対応できる組織力をヒューマンファクターの側面から検討していかねばなりません。

加えて、ボーダレスな世界経済の発展に伴い増加の一途をたどる航空需要に対応するためには、隣接する諸外国の管制機関との間でシームレスな航空交通流を確保しなければならず、このための国際協力は不可欠であります。

当協会としては、管制業務を取り巻く環境が次世代に向けて急激に変化している中で、航空交通の安全確保、航空需要に見合った管制処理容量の確保、運航の効率化等々の観点から管制業務に期待される社会的ニーズに対応するために、これまでの経験を基に時機を失することなく航空交通管制に関する調査研究を充実させ、少しでもお役に立てるよう努力してまいり所存であります。

2. 公益法人改革への対応

現在進められている公益法人の見直しの考え方にに基づき、公益性が高い事業を実施するのにふさわしい法人として一般財団法人へ移行するための所要の手続きを行います。

3. 公益事業の実施

国土交通省航空局、防衛省、地方公共団体、空港設置管理者等の委託を受け、航空交通管制の調査研究を実施することとします。

(1) 航空管制官等英語能力証明試験

英語能力が不十分であることに起因する航空機事故を未然に防ぐために適用された国際民間航空機関(ICAO)の基準に基づき、航空管制官等の英語能力証明制度に関する試験業務を引き続き実施します。

(2) 交通流管理機能等

計画的な空港管理機能、再編された空域に適用する新たな交通流管理機能等、次世代管制業務、訓練空域改善、空域の安全性検証等の調査を実施します。

(3) 繁忙空港における航空交通管理

引き続き大都市圏拠点空港等の空港処理能力拡大に向けた調査を実施します。

(4) 安全報告制度管理運用

管制上の不具合事例等に係る航空管制官からの安全報告の充実を図るため、各種報告を収集・分析し、航空管制の現場官署及び関係機関にフィードバックする航空管制安全報告事務局を運用します。

(5) 次世代データリンク検討業務

太平洋及び東・南シナ海地域における次世代データリンクの性能評価に係る FIT 国内事務局の業務補助を実施します。

(6) RNAV経路設計等

民間企業への技術移転のための業務を実施します。

4. 共益事業の実施

(1) 「航空管制」の発行

賛助会員向けの機関誌である「航空管制」を編纂・発行します。

(2) 航空管制技術交流会の開催

航空管制官、自衛隊管制員、米軍管制機関、航空機操縦士等が一堂に会して管制業務に関する意見交換が出来るように、計画的に航空管制技術交流会を開催します。

5. 自主事業の実施

(1) CANSO活動の充実

航空管制業務提供者の世界的組織であり、国際民間航空機関に対する常任オブザーバーの地位にあるCANSO活動に会員として積極的に参画します。

(2) I F A T C A活動への参加

航空管制官の世界的組織である I F A T C A活動に全運輸労働組合と連携して参画します。

(3) 国際協力の推進

航空管制業務に係る国際協力を推進するため、独立行政法人国際協力機構及び社団法人海外運輸協力協会の協力を得て隣接諸国の航空管制官を我が国に招聘し、それぞれの国と航空管制業務について連携できるよう人事交流・育成事業を実施します。

(4) 航空管制業務に関する知識の普及

複雑・高度化した航空管制に関する知識を普及させるため、学生、一般人、航空業界関係者、航空機操縦士等に対してそれぞれの要望に応じた資料を作成するとともに、配布又は講義ができる体制を確立します。

6. 出版事業の実施

航空管制業務に関する参考書を編纂し、販売します。また、次世代業務、技術革新等に伴う記載内容の改定を充実させるように、体制強化を図ります。